
ルネサンスカード特約

第1条（名称）

ルネサンスカード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ルネサンス（以下「ルネサンス」といいます。）と、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます）が提携して当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条（会員）

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、ルネサンスを通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの年会費（ルネサンス年会費・カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、ルネサンスが運営する施設に在籍期間中は無料とします。なお、ルネサンスが運営する施設を退会後は、年会費 3,300 円（うち消費税 300 円）を支払うものとします。

第4条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

月会費のお支払いについて

月会費は、以下のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

1.ルネサンスカード（以下「カード」といいます。）にお申込みいただき、株式会社ジャックス（以下「ジャックス」といいます。）がこれを承認したときは、カードのご利用代金としてのお支払いとなります。

尚、この場合はご利用の都度、カードのご提示は不要となります。

2.カードをお申込みいただいてもジャックスがカード入会を承認しなかったとき、又はカード発行後にカード員の資格の喪失・退会があったときは、株式会社ルネサンスと業務受託先が運営するすべての施設（以下「ルネサンス」といいます。）と委託をうけたジャックスがお客様の指定されたお支払口座よりルネサンスに代わってお引き落としをさせていただきます。この場合は、ご利用代金明細書は発行されませんのであらかじめご了承ください。

3.お引き落とし後の通帳には、ルネサンス、ジャックス等と印字されますので、あらかじめご了承ください。

「カードご利用代金明細書」送付に関するご案内

ルネサンス月会費のみのご請求の場合は、お客様への「カードご利用代金明細書」の発行をいたしておりますのであらかじめご了承ください。

月々のご請求額の確認につきましては、ジャックスの Web 会員サービス・インターコムクラブの「ご利用代金明細照会」または「自動音声テレホンサービス」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご利用方法につきましては、カード送付時に同封のカード発行台紙の裏面等をご参照いただきますようお願い申し上げます。